

年金相談 マニュアル

勸奨編

平成 23 年度版



日本年金機構
Japan Pension Service

《勸奨状》

【国年適用】

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
資格取得	国民年金被保険者 資格取得・種別変更（第1号被保険者該当）・種別確認（第3号被保険者該当）届書	被保険者が未加入時に勸奨するとき。または種別変更の勸奨をするとき（3号→1号、1号→3号）	1
	国民年金被保険者 資格取得・種別変更（第1号被保険者該当）届書	3号被被保険者の配偶者が65歳に到達し、老齢年金の受給権を得ているが、第3号被保険者のまになっている場合。	2
免除	国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ※ハガキ	未納かつ免除申請を行っていない被保険者のうち、市区町村から提供を受けた所得情報より、免除に該当すると思われる対象者へ秋頃に送付。	3
学特	国民年金保険料学生納付特例申請書 ※ハガキ	学生納付特例の承認を行ったもののうち、翌年度以降も引き続き在学予定の者を、毎年2月に本部で抽出し、本部（委託業者）で作成、3月に送付。2月の本部での抽出以降に承認された者については、各県の事務センターより5月31日までに送付する。	4
追納	国民年金保険料追納のご案内	国民年金の保険料免除・猶予期間がある被保険者に対し、追納期日前の期間について、追納勸奨するとき。	5

【基礎年金番号・被保険者】

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
基礎年金番号	20歳になった方の年金加入調査について	20歳時の基礎年金番号付番号時に疑重複調査が必要な場合	7
	基礎年金番号に関する問と答	共済からの情報提供により作成し送付する疑重複調査票	11
	基礎年金番号通知書の再交付について	共済からの情報で基礎年金番号通知書を再作成し氏名等の基本項目に訂正がある場合送付する際に同封	15
年金請求書（事前送付）	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	60歳・65歳時に一定の受給要件を満たしている場合	17
	年金を請求されるみなさまへ	60歳特老厚対象者用リーフレット	33
		65歳老基対象者用リーフレット	36
		65歳特老厚未請求者用リーフレット	39
	雇用保険の基本手当や高年齢雇用継続基本給付金等の手続きを予定されている方へ/583号	60歳特老厚対象者・65歳特老厚未請求者に同封	43
	全国年金事務所所在地一覧	年金請求書に同封	45
	発送用封筒		49
	老齢年金のおしらせ（ハガキ）	60歳到達後に受給権が発生する場合	51
		受給権が確認できない場合	53

【受給者】

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
65歳請求はがき	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	65歳到達月の前月の月末頃（加対者無）	55
	// リーフレット	// （請求書同封）	57
	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	65歳到達月の前月の月末頃（加対者有）	59
	// リーフレット	// （請求書同封）	61
	年金請求書（厚生年金保険老齢給付）	65歳到達月の前月の月末頃（加対者無）	63
	// リーフレット	// （請求書同封）	65
	年金請求書（厚生年金保険老齢給付）	65歳到達月の前月の月末頃（加対者有）	67
	// リーフレット	// （請求書同封）	69
	年金請求書（共済年金退職給付）	65歳到達月の前月の月末頃（加対者無）	71
	// リーフレット	// （請求書同封）	73
	年金請求書（共済年金退職給付）	65歳到達月の前月の月末頃（加対者有）	75
	// リーフレット	// （請求書同封）	77
現況	年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）	毎年誕生月の前月末頃（加対者無）	79
	// リーフレット	// （現況届同封）	81
	年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）	毎年誕生月の前月末頃（加対者有）	83
	// リーフレット	// （現況届同封）	85
	年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）	毎年誕生月の前月末頃（短期・加対者有）	87
	// リーフレット	// （現況届同封）	89
	年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）（市町村提出分）	毎年誕生月の前月末頃（初回用）（短期・加対者無）	91
	年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）（市町村提出分）	現況届の提出がない場合（督促用）（短期・加対者無）	92
	// リーフレット	// （現況届同封）	93

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
	年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）（市町村提出分）	毎年誕生月の前月末頃（初回用） （短期・加対者有）	95
	年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）（市町村提出分）	現況届の提出がない場合（督促用） （短期・加対者有）	96
	年金受給権者現況届（生計維持申立書・住民票コード申出書）	毎年誕生月の前月末頃（初回用） （加対者有 加給金開始時）	97
	年金受給権者現況届（生計維持申立書・住民票コード申出書）	現況届の提出がない場合（督促用） （加対者有 加給金開始時）	98
生計維持 確認届	生計維持確認届	毎年誕生月の前月末頃	99
	“ リーフレット	“ （生計維持確認届同封）	101
	生計維持確認届	毎年誕生月の前月末頃（短期）	103
	“ リーフレット	“ （生計維持確認届同封）	105
	生計維持確認届（市町村提出分）	毎年誕生月の前月末頃（短期）	107
加給金加 算	老齢厚生年金 加給年金額 加算開始事由該当届（生計維持申立書）	決定等から1年未満で特例支給開始年齢到達時に加 対者がいる場合	109
	“ リーフレット	“ （生計維持申立書同封）	111
	生計維持申立書	65歳未満での退職により老齢満了するとき等（加給 対象者確認済のため3点セット不要）	113
	年金受給権者の皆様へ（お 知らせ）	65歳決定や65歳以上での退職により老齢満了す るとき 加給年金額加算開始事由該当届同封	115
加給金	加給年金額の支払の一時差 止めについて	届書で生計維持が確認できなかった際	117
	生計維持していることの申 立書	加給金一時差止めのお知らせに同封	119
	加算額・加給年金額 対象 者不該当届	加給金一時差止めのお知らせに同封	121
	△△△△に加算されている 加給年金額について	配偶者年金の支給（停止）に伴い加給年金額を停止 （支給）する必要があるとき加給金保留2をたて 届書勧奨	123
	老齢・障害給付加給年金額 支給停止事由該当届（23 0号）	上記勧奨状に同封	125
	老齢・障害給付加給年金額 支給停止事由消滅届（23 1号）	上記勧奨状に同封	127

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
振替加算	国民年金 老齢基礎年金額加算開始事由該当届の提出について（お知らせ）	配偶者が特例開始年齢に達したとき（２２２号提出勧奨）	129
短期年次現況	国民年金 受給権者現況届（兼住民票コード申出書）・受給権者所得状況届	毎年６月末頃（現況・加対者無）	131
	国民年金 受給権者現況届（兼住民票コード申出書）・生計維持確認届・受給権者所得状況届	〃 （現況・加対者あり）	133
	国民年金 受給権者所得状況届	〃 （所得状況・加対者無）	135
	国民年金 生計維持確認届・受給権者所得状況届	〃 （所得状況・加対者あり）	137
	〃 リーフレット	〃 （年次現況等同封）	139
現況（診断書）	年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）・診断書	診断書の提出が必要な誕生月の前月末等（加対者無） ※診断書（様式120号の１～７）	141
		〃 （加対者有） ※診断書（様式120号の２～７）省略	155
		〃 （短期・加対者無） ※診断書（様式120号の２～７）省略	157
		〃 （短期・加対者有） ※診断書（様式120号の２～７）省略	159
		〃 （旧法・加対者無） ※診断書（様式1号～６号）	161
		〃 （旧法・加対者有） ※診断書（様式２号～６号）省略	173
障害状態確認届	障害状態確認等（診断書）の提出について	障害状態確認届の送付状	175
		〃 （複数送付）	176
		障害状態確認届（督促用）の送付状	177
		送付状の裏面（共通）	178
	年金の支払いの一時差止について（お知らせ）	〃	179
	レントゲンフィルム送付用シール	障害状態確認届に同封（レントゲンフィルムが必要な場合）	180
	障害状態確認届・診断書	診断書の提出が必要な誕生月の前月末等（新法） ※診断書（様式120号の２～７）省略	181
		〃 （短期） ※診断書（様式120号の２～７）省略	183

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
	障害状態確認届（市区町村提出用）	督促時に、新規裁定用の診断書を添付して送付する。	185
	障害状態確認届・診断書	診断書の提出が必要な誕生月の前月末等（旧法） ※診断書（様式2号～6号）省略	187
	障害状態及び生計維持確認届・診断書	診断書の提出が必要な誕生月の前月末等 ※診断書（様式120号の2～7）省略	189
		〃（短期） ※診断書（様式120号の2～7）省略	191
		〃（旧法） ※診断書（様式2号～6号）省略	193
短期年次現況（診断書）	国民年金 年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）・障害状態確認届・受給権者所得状況届 診断書	診断書が必要な6月末頃（現況・加対者無） ※診断書（様式120号の2～7）省略	195
	国民年金 年金受給権者現況届（兼住民票コード申出書）・障害状態確認届・生計維持確認届・受給権者所得状況届 診断書	診断書が必要な6月末頃（現況・加対者有） ※診断書（様式120号の2～7）省略	197
	国民年金 障害状態確認届・受給権者所得状況届 診断書	診断書が必要な6月末頃（所得状況・加対者無） ※診断書（様式120号の2～7）省略	199
	国民年金 障害状態確認届・生計維持確認届・受給権者所得状況届 診断書	診断書が必要な6月末頃（所得状況・加対者有） ※診断書（様式120号の2～7）省略	201
雇用	厚生年金保険 老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届（583号）	雇用情報がきたとき（未提出だと年金保留のまま）	203
現況調査	現況調査票送付書	現況調査票に同封	205
	現況調査票	6 定期支払が差止めのときなど	207
年齢到達	厚生年金保険 遺族年金寡婦加算額支給停止事由該当届・廃止（不該当）届	6 0 歳到達該当者のみ提出勧奨	209
	厚生年金保険 遺族厚生年金受給権者支給停止事由消滅届	6 0 歳到達	211
	『支給停止事由消滅届』の送付について	6 5 歳になり寡婦年金の受給権が無くなったとき	213
	老齢・障害給付 受給権者支給停止事由消滅届	〃 届書同封	215
選択	「年金受給選択申出書」の送付について	6 0 歳になり寡婦年金の支給開始に伴う他年金選択変え勧奨	217
	年金受給選択申出書	年金額の改定による他年金選択変え勧奨（機械作成）	219
	年金受給選択申出書	年金額の改定による他年金選択変え勧奨（個別作成）	221
	年金受給選択申出書	〃 届書同封	223

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
扶養控除 申告書	扶養親族等申告書（新規 用）	毎年１０月	225
	扶養親族等申告書の手引き （新規用）	扶養親族等申告書に同封	227
	扶養親族等申告書（継続 用）	毎年１０月	231
	扶養親族等申告書の手引き （継続用）	扶養親族等申告書に同封	233
時効特 例・遅延 加算金	国民年金・厚生年金保険・ 船員保険・共済年金時効特 例給付支払手続用紙	年金時効特例法施行日前に年金記録の増額分で時効 消滅分がある者	237
	時効特例給付のお支払いに ついて	// 同封リーフレット	239
振込不能	年金の振込についての照 会・回答	年金の振込ができなかった場合（銀行等）	241
	年金の振込についての照 会・回答	年金の振込ができなかった場合（ゆうちょ銀行）	243
	年金の振込についての照 会・回答	未支給支払の振込ができなかった場合（銀行等）	245
	年金の振込についての照 会・回答	未支給支払の振込ができなかった場合（ゆうちょ銀 行）	247
返納	基礎年金・国民年金・厚生 年金 給付費に係る照会に ついて	死亡失権（５０－０１）の届出者が続柄「７（その 他）」で処理されており死亡日翌日以後の支払が支 払済となっている場合に随時発送。	249
	返信用封筒	上記（返納調査書）に同封	252
	発送用封筒	上記（返納調査書）に同封	253
シール	目隠しシール	現況届等に同封	255

届出はお済みですか！

あなた(又はあなたの配偶者)は、裏面に記載している「1.届書」を提出していただく方」の、
に該当いたします。
まだ届出がお済みでない方は、下記により届出をお願いします。

記入方法

- ① 右側の「届出人欄」に住所、氏名を記入し、押印してください。
(被保険者が自ら署名する場合は、押印は不要です。)
- ② 「★印欄」の記載事項が誤っている場合は、訂正してください。

添付書類

- 第1号被保険者…「年金手帳」又は「基礎年金番号通知書」
第3号被保険者…「年金手帳」又は「基礎年金番号通知書」(あなたと配偶者の両方)

提出先

お住まいの市区町村の国民年金担当窓口に提出してください。ただし、会社員や公務員(第2号被保険者)の被扶養配偶者となっている方(第3号被保険者)は、配偶者の勤務先に提出してください。
不明な点がございましたら、お近くの年金事務所にご相談ください。

※なお、すでに国民年金の届出がお済みの方は、届出の必要はございません。

国民年金の被保険者とは

国民年金第1号被保険者 農林漁業者、自営業、無職及び学生などの方で20歳以上60歳未満の方
【国民年金保険料を自分で納付する必要がある方】

国民年金第2号被保険者 会社等に勤務する厚生年金保険の被保険者、共済組合員の方(ただし、65歳以上70歳未満の場合は、老齢・退職を支給事由とする年金の受給資格を有していない方に限ります。)
【厚生年金保険料等が給料から天引きされる方】

国民年金第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で20歳以上60歳未満の方
【保険料を自分で納付する必要がある方】

◎第2号被保険者に関する記録欄(ご自分で記入する必要はありません。)

制度名	年 月 日
資格喪失年月日	年 月 日
制度名	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日

年 月 日 作成

2枚複写
サイズ 35.4×30.5

様

届出はお済みですか！

あなた(又はあなたの配偶者)は、裏面に記載している「1.届書」を提出していただく方」の、
に該当いたします。
まだ届出がお済みでない方は、下記により届出をお願いします。

記入方法

- ① 右側の「届出人欄」に住所、氏名を記入し、押印してください。
(被保険者が自ら署名する場合は、押印は不要です。)
- ② 「★印欄」の記載事項が誤っている場合は、訂正してください。

添付書類

- 第1号被保険者…「年金手帳」又は「基礎年金番号通知書」
第3号被保険者…「年金手帳」又は「基礎年金番号通知書」(あなたと配偶者の両方)

提出先

お住まいの市区町村の国民年金担当窓口に提出してください。ただし、会社員や公務員(第2号被保険者)の被扶養配偶者となっている方(第3号被保険者)は、配偶者の勤務先に提出してください。
不明な点がございましたら、お近くの年金事務所にご相談ください。

※なお、すでに国民年金の届出がお済みの方は、届出の必要はございません。

国民年金の被保険者とは

国民年金第1号被保険者 農林漁業者、自営業、無職及び学生などの方で20歳以上60歳未満の方
【国民年金保険料を自分で納付する必要がある方】

国民年金第2号被保険者 会社等に勤務する厚生年金保険の被保険者、共済組合員の方(ただし、65歳以上70歳未満の場合は、老齢・退職を支給事由とする年金の受給資格を有していない方に限ります。)
【厚生年金保険料等が給料から天引きされる方】

国民年金第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で20歳以上60歳未満の方
【保険料を自分で納付する必要がある方】

◎第2号被保険者に関する記録欄(ご自分で記入する必要はありません。)

制度名	年 月 日
資格喪失年月日	年 月 日
制度名	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日

年 月 日 作成

様

※この届書は、会社などを退職した際に提出していただくものです。

国民年金被保険者
資格取得・
種別変更(第1号被保険者該当)・
種別確認(第3号被保険者該当)届書

整理番号:

基礎年金番号	被保険者氏名	性別	生年月日	送付
		1.男	5.昭和	
		2.女	7.平成	

資格取得・種別変更年月日	種別	資格取得・種別変更の理由(第1号被保険者)	資格取得・種別確認の理由(第3号被保険者)
年 月 日	第1号 1 第3号(船員) 30 第3号(学生) 31 第3号(共済)	1. 退職後 2. 退職後 3. 第2号被保険者からの移行 4. その他 5. 中国残留外国人等 6. 外国からの転入	1. 退職後 2. 退職後 3. 本人内定減少(a. 退職、b. その他) 4. 配偶者が国民年金に加入 5. 配偶者が所属する年金制度等の変更 a. 厚生・共済、b. 共済・厚生、c. 共済・共済 6. その他

★郵便番号 (フリガナ)

住所コード

外国人区分	被保険者通称名	★配偶者記録	送付
1. 外国人(強制)		基礎年金番号	生年月日
2. 以上の外国人			

被保険者に係る事項	★配偶者に係る事項
資格取得年月日	氏名
種別	制度名

◎勤務先事業主等確認欄◎
○届出の際の勤務先事業主等は、退職後年金番号に当該事業主のものに転送することを確認する。
〒 平成 年 月 日提出

所在地
事業主等氏名
電話番号 (局) 番

◎医療保険者等確認欄◎
○届出の際の医療保険者は、退職後又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。
認定年月日 平成 年 月 日
(医療保険・国民年金・国民健康保険) 年月日 平成 年 月 日提出

所在地
代表者等氏名
電話番号 (局) 番

届出人欄
上記のとおり届出します。 平成 年 月 日
市(区)町村長 殿
年金事務所長 殿
住所
氏名
電話番号 (局) 番

第3号被保険者種別一覧表

30	第3号A・厚生年金保険(船員)
31	第3号A・厚生年金保険
32	第3号C・国家公務員共済組合
36	第3号G・地方公務員等共済組合
37	第3号J・日本私立学校振興・共済事業団

事業主等受付印 市区町村受付印 年金事務所受付印

届書コード	届書
2 0 3	

事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担 当 者

001153006
000013

1 P

疑重複者調査・確認票（調査結果登録処理票）

① 疑重複整理番号	② 生年月日

③ 基礎年金番号	④ 年金手帳の記号番号（厚）				
	⑤ 年金手帳の記号番号（国）				
	⑥ 年金手帳の記号番号（船）				

OK45

氏 名	性別	生 年 月 日
		年 月 日

住 所
〒

⑦ 調査結果	備 考
1. 不 明	

送信

疑重複対象者

基礎年番または手番	調査確認結果等	基礎年番または手番	調査確認結果等

--

様

20歳になった方の年金加入調査について

- ◆この確認は二重に基礎年金番号を払出すことを防ぐため、既に基礎年金番号をお持ちである可能性がある方に、基礎年金番号等の確認を行うものです。
- ◆この確認の詳細については、裏面に記載しておりますので、ご覧ください。

2枚目表 / 2枚複写

整理番号

署名欄	以下のとおり回答します。				平成	年	月	日
	氏名				印			
	TEL	()						

※ご自身が自ら署名する場合は、押印は不要です。

次の質問の「はい」か「いいえ」を○印で囲み、該当する矢印にそって必要事項を記入のうえ、年金事務所に必ずご返送ください。

質問 1	「年金手帳」又は「基礎年金番号通知書」をお持ちですか。	はい・いいえ
------	-----------------------------	--------

はい

「年金手帳」、「基礎年金番号通知書」又は「年金証書」に記載されている番号を御記入ください。

いいえ

質問 2	今までに遺族年金の「年金証書」をお持ちでしたか。	はい・いいえ
------	--------------------------	--------

はい

いいえ

質問 3	現在会社に勤めていますか。又は過去に勤めていたことがありますか。	はい・いいえ
------	----------------------------------	--------

はい

勤務先等について御記入ください。		
勤務先の名称	勤務先の所在地	勤務していた期間
		年 月 から 年 月 まで
現在勤めている方は、現在のご自宅の住所を御記入ください。 過去に勤めていた方は、その当時のご自宅の住所を御記入ください。		

いいえ

質問 4	現在公務員や私立学校の教職員として勤めていますか。又は過去に勤めていたことがありますか。	はい・いいえ
------	--	--------

はい

いいえ

御協力ありがとうございました。

様

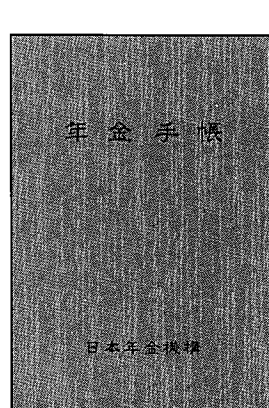


■ 20歳になった方の年金加入調査について ■

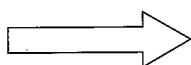
- ◆ 年金加入記録は、1人に1つの番号である「基礎年金番号」により管理しております。
- ◆ 複数の基礎年金番号をお持ちになることがないよう、様々な機会を通じてご照会をさせていただきます。
- ◆ 20歳になられた方は、厚生年金・共済年金に加入されている方を除いて全て国民年金に加入することとなります。今回、国民年金加入の案内をするにあたり、すでにお勤めの経験がある方や過去に遺族年金の受給権があると思われる方に、基礎年金番号をお持ちであるかどうか確認する必要があります。調査へのご理解・ご協力をお願いいたします。

20歳前に基礎年金番号をお持ちの方は、以下のものに記載があります。

○ 年金手帳(表紙:青色)の場合



2ページ目



この番号が基礎年金番号です

基礎年金番号

氏名

生年月日 年 月 日

性別

交付年月日 年 月 日

○ 基礎年金番号通知書の場合

公務員など共済制度に加入されている方に交付されます。

基礎年金番号通知書

基礎年金番号

氏名

生年月日

性別

交付年月日 平成 9年 1月 1日

日本年金機構

この番号が
基礎年金番号です

○ 年金証書の場合 遺族年金の受給権があった方に交付されています。

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類

受給権者の氏名

受給権者の生年月日 年 月 日

基礎年金番号

年金コード

受給権を取得した年月 年 月

基礎年金番号と年金コードが記載されています

遺族年金の年金証書をお持ちの方で年金手帳(又は基礎年金番号通知書)をお持ちでない方は、再交付の手続きが必要となります。手続きの方法につきましては、下記「ねんきんダイヤル」までお尋ねください。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

※IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

(受付時間)

○月～金曜日：午前8:30～午後5:15

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで受付

○第2土曜日：午前9:30～午後4:00

※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

音声ガイダンスが流れた場合は、該当する番号を押してください。担当者におつなぎいたします。

1

年金をお受けになっている方・年金証書をお持ちの方に関するお問い合わせ

2

年金の加入記録や年金の見込額試算のお申込み・年金の請求方法など被保険者の方に関するお問い合わせ

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後は電話が大変混み合うことがございます。つながりにくい場合は、週の後半又は月の後半が比較的つながりやすくなっておりますので、おかけ直しくださいますようお願いいたします。

※ 年金事務所や年金相談センターでも相談を承っておりますのでご利用ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

日本年金機構ホームページでは年金に関する届出、手続き案内、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先をご覧いただけます。※この「基礎年金番号についてのお問い合わせ」につきましては、【年金相談Q&A】をご覧ください。

届書コード			送信
5	0	3	

1枚目 / 2枚複写

グループ長	担当者

疑重複者調査・確認票（調査結果登録処理票）（共済）

①疑重複整理番号	②生年月日

取りまとめ課所
共済組合コード
共済組合名称
整理区分コード
通知番号

③ 基礎年金番号									

④年金手帳の記号番号(厚)									
⑤年金手帳の記号番号(国)									
⑥年金手帳の記号番号(船)									

氏 名	性別	生 年 月 日

住 所

⑦調査結果	送信	備 考
1. 不明		

疑重複対象者

基礎年金番号	調査確認結果等	基礎年金番号	調査確認結果等

様

日本年金機構

作成

郵便はがき

168-8505

東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構 行

お手数ですが
50円切手を
お貼り
ください。

様

〒	
住所	氏名
※ 提出用	

この請求書の提出の対象となっている
年金の基礎年金番号及び年金コード

提出期限（お早めの枚面をお願いします。）
平成 年 月 日

（切り離してご提出ください。）

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）
この枠内は記入したり、よごしたりしないでください。

平成 年 月 日提出

請求者の欄	住所	電話番号（ ）-（ ）-（ ）	生 年 月 日
	フリガナ	他の年金の管掌機関（制度名）と年金証書記号番号等	
	氏名	管掌機関 記号番号等	

繰下げ希望欄	繰下げ受給（65歳以降に受給）を希望される方は、右枠内のいずれかを○で囲んでください。	老齢基礎年金のみ繰下げ希望	老齢厚生年金のみ繰下げ希望
--------	---	---------------	---------------

請求者の欄に氏名などをご記入のうえ、ご提出ください。

必要事項をご記入のうえ、切り離してご提出ください。

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）とは

この請求書は、今まで「特別支給の老齢厚生年金」を受けていた方（他の年金を受けていることによる停止などで、実際に支給を受けていない方も含みます。）の受給権が65歳に到達したことにより消滅し、新たに65歳から「老齢基礎年金・老齢厚生年金」（国民年金の記録のある方はその分を含めて）を受けるために必要なものです。

（切り取り線）

ご記入の際は、同封の「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」の提出にあたって」をご覧ください。

- ◎プライバシーを保護するため、全て記入が終わりましたら、同封の目隠しシールを裏面（宛名面でない面）にお貼りください。
- ◎この請求書は、折り曲げたり、同封の目隠しシール以外のシール等を貼らないでください。

「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」の提出にあたって

※提出期限までにご提出いただけない場合は、年金の支払が一時止まりますのでご注意ください。

■記入のしかた

1～3について、ご確認ください。

1

住所・氏名を必ずご記入（自署）ください。
ご本人がご記入（自署）された場合は押印の必要はありません。

- 請求する年金以外の年金を受けているときは、その管掌機関（制度名）と年金証書の記号番号をご記入ください。
管掌機関については、裏面をご参照ください。
- ご本人が病気などにより記入（自署）できず、代理の方がこの年金請求書を記入される場合は、受給権者ご本人の印を押してください。
- 住所や氏名の変更（訂正）の手続は別途届出が必要です。お近くの年金事務所等で行ってください。

事務処理上の整理番号です。
汚したり、書き換えないでください。

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付） この枠内は記入したり、よごしたりしないでください。		平成22年1月16日提出
123456789012345		***01234567890123***
住所	杉並区 高井戸西 3-5-24	生 年 月 日 昭和 - 20. 1. 5
フリガナ	ネンキン タロウ	電話番号 (03) - (5344) - (△△△△)
氏 名	年金 太郎	他の年金の管掌機関（制度名）と年金証書記号番号等 管掌機関 記号番号等 公立 23-5434810
請求者の欄に氏名などを記入のうえ、ご提出ください。	請求者の欄に氏名などを記入のうえ、ご提出ください。 請求者の欄に氏名などを記入のうえ、ご提出ください。	

3

提出日を
ご記入ください。

2

繰下げ希望の有無について、ご確認ください。

※65歳以降も引き続き年金を受ける場合、この欄は何も記入しないでご提出ください。
誤って○印をつけて提出した場合、年金の支払が一時止まりますのでご注意ください。

- 特別支給の老齢厚生年金を受けている方は、65歳になりますと、その年金の受給権は消滅し、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることになります。

- また、65歳からの老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給を繰下げて、66歳以降に増額（繰下げ加算額）して受けることを希望することもできます。

- 繰下げを希望された場合は、66歳以降に増額（繰下げ加算額）して受けようとするときに、あらかじめ請求が必要になります。（繰下げを希望された年金は繰下げの請求をするまでの間、年金の支払（加給年金額を含む）は受けられません。）

- パターンは右の①～③になります。

- ※遺族給付又は障害給付の受給権のある方は、繰下げ請求はできません。ただし、「旧国民年金法による障害年金」又は「障害基礎年金のみ」の受給権を有する方は、老齢厚生年金の繰下げ請求はできます。

- ※繰下げ制度の詳細及び繰下げ請求の方法については、「ねんきんダイヤル」又は年金事務所等にお問い合わせください。

ア

65歳から受けることを希望する場合

イ

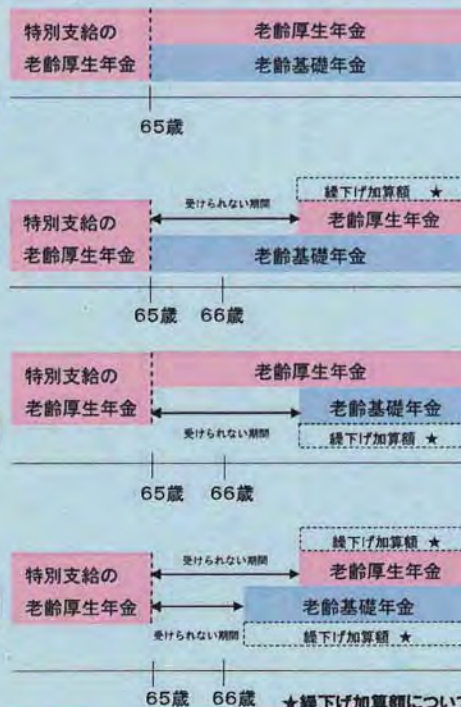
老齢厚生年金のみ繰下げを希望する場合

ウ

老齢基礎年金のみ繰下げを希望する場合

エ

両方とも繰下げを希望する場合



老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方を65歳から受ける場合は、何も記入しないでご提出ください。

老齢基礎年金のみ繰下げ希望
老齢厚生年金のみ繰下げ希望

老齢厚生年金のみ繰下げ希望し、老齢基礎年金のみを受ける場合は、「老齢厚生年金のみ繰下げ希望」に、○印をつけてご提出ください。

老齢基礎年金のみ繰下げ希望
老齢厚生年金のみ繰下げ希望

老齢基礎年金のみ繰下げ希望し、老齢厚生年金のみを受ける場合は、「老齢基礎年金のみ繰下げ希望」に、○印をつけてご提出ください。

老齢基礎年金のみ繰下げ希望
老齢厚生年金のみ繰下げ希望

老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方を繰下げて、66歳以降に増額して受けることを希望する場合は、同封の「年金請求書」（はがき）をご提出いただく必要はありません。
※両方の欄に○印をつけて提出しないようご注意ください。

★繰下げ加算額については、裏面をご参照ください。

○ご家族の方へ（年金を受けている方がお亡くなりになったとき）

年金を受けている方がお亡くなりになったときは、ご遺族の方などが市区町村に提出する戸籍の死亡届とは別に「年金受給権者死亡届」をご提出いただく必要があります。お近くの年金事務所等で手続を行ってください。
なお、届出に必要な書類は、「ねんきんダイヤル」又はお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

重要なお知らせ〔年金のお支払について〕

同封の年金請求書の提出にあたっては、必要な事項をご記入のうえ、ご本人の誕生月の末日(1日生まれの方は前月末日)までに日本年金機構に必ず到着するようにご提出ください。(老齢基礎年金・老齢厚生年金ともに繰下げ希望の方は除く。)
結果については、後日「年金決定通知書・支給額変更通知書」でお知らせします。
なお、今後の年金のお支払は、これまでと同じように年6回(2、4、6、8、10、12月)に分けて行います。

※遺族厚生(共済)年金を受けている方は、同封の「年金請求書」(はがき)の提出に基づいて当該年金額の改定を行うこととなりますので、期日までに必ずご提出ください。(繰下げ請求はできませんのでご注意ください。)
下記の「遺族厚生(共済)年金を受給されている方へ」をご覧ください。

提出が遅れると

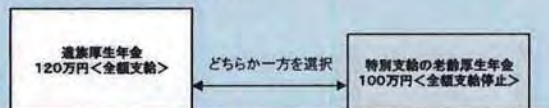
期日までに提出されないと、65歳以降の年金のお支払が一時的に止まります。
その後、提出されてから年金のお支払が開始されるまで1か月以上かかりますのでご注意ください。

遺族厚生(共済)年金を受給されている方へ

～65歳からお支払方法が変わります～

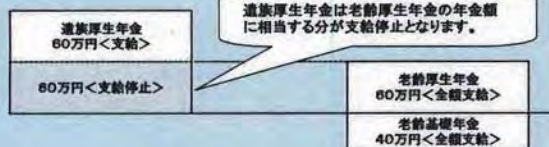
○ 65歳までは、金額が高い方の年金だけが支払われます。下図の例では、金額の高い遺族厚生年金が支払われ、老齢厚生年金は支給停止となっています。

遺族厚生年金 120万円
老齢厚生年金 0万円
【合計受給額 120万円】



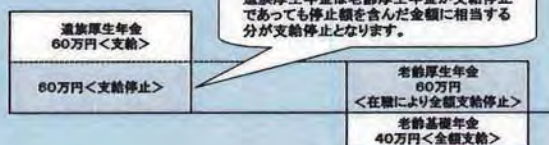
○ 65歳からは、老齢基礎年金と老齢厚生年金が全額支払われ、遺族厚生(共済)年金は、老齢厚生年金の金額を超える部分がある場合に支払われます。下図の例では、遺族厚生年金は老齢厚生年金の金額を差引いた60万円(120万円-60万円)が支払われます。

遺族厚生年金 60万円
老齢厚生年金 60万円
老齢基礎年金 40万円
【合計受給額 160万円】



○ なお、65歳以降、働きながら年金を受給される場合、老齢厚生年金は年金額と会社からの報酬に応じて、全部又は一部が支給停止となりますが、遺族厚生(共済)年金から差引く金額は変わりません。下図の例では、老齢厚生年金は全額支給停止となりましたが、遺族厚生年金の金額は老齢厚生年金の金額を差引いた60万円のままとします。

遺族厚生年金 60万円
老齢厚生年金 0万円
老齢基礎年金 40万円
【合計受給額 100万円】



「管掌機関(制度名)と年金証書記号番号等」の欄の記入のしかた

年金の管掌機関(制度名)は下記の例により略称でご記入ください。

管掌機関(制度名)	略称
厚生年金保険	厚年
国民年金	国年
船員保険	船保
国家公務員共済組合連合会	国共
地方職員共済組合	地方職員

管掌機関(制度名)	略称
〇〇職員共済組合(東京都・指定都市など)	〇〇職員
公立学校共済組合	公立
警察共済組合	警共
日本私立学校振興・共済事業団	私学
農林漁業団体職員共済組合	農林
恩給	恩給

※厚生年金基金や適格退職年金といった企業年金あるいは国民年金基金、個人年金については記入していただく必要はありません。

繰下げ加算額の計算について

65歳到達日の属する月から支給の繰下げを請求する日の属する月の前月までの月数(最大70歳までの60月)に応じて、0.7%きざみで増額率が決まることになります。計算式は下記のとおりです。

増額率=(65歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数)×0.007

※65歳到達月から繰下げ請求月の前月までに在職により支給停止された期間がある場合は、支給停止額相当については増額の対象とならないため、上記計算式では算出できません。詳しくは、「ねんきんダイヤル」又は年金事務所等にお問い合わせください。

※増額率は70歳到達時以降、42%で固定されますので、繰下げの請求を忘れずに行ってください。

例えば、73歳で繰下げ請求した場合、70歳と同様の増額率(42%)で73歳からの年金の受け取りとなります。(70歳まで遡って、年金の受け取りはできません。)

※加給年金額を受けられる方が老齢厚生年金の繰下げを行った場合、その間、加給年金額も支給されません。また、繰下げをされても、加給年金額は増額されません。

年金についてのご相談やお問い合わせ先

お問い合わせの際は、年金証書の基礎年金番号・年金コードをお忘れなく! (「年金証書」に記載されています。)

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ!



0570-05-1165

IP電話・PHSからは 03-6700-1165

※通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、IP電話・PHS・携帯電話の場合は、全額お客様の負担となります。

【受付時間】

○月～金曜日・午前8:30～午後5:15
ただし月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで
○第2土曜日・午前9:30～午後4:00
* 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

※月曜など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後は電話が大変込み合う場合がございます。ねんきんダイヤルは、週の後半又は月の後半がつながりやすくなっております。どうぞご利用ください。

年金に関する届出、手続案内、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先をご覧ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

音声ガイダンスが流れた場合は、該当する番号を押してください。担当者におつなぎいたします。

- 1 年金をお受けになっている方・年金証書をお持ちの方に
関するお問い合わせ
- 2 年金の加入記録や年金の見込額試算のお申込・年金の
請求方法など被保険者の方に関するお問い合わせ

受給権者の欄	住所	生年月日
	フリガナ	電話番号
	氏名	()-()-()

下記の加給年金額の対象者は、私が引き続き生計を維持しています。

加給年金額対象者の欄	配偶者	子	人
	フリガナ	フリガナ	
	氏名	氏名	
	生年月日	生年月日	障害
フリガナ	フリガナ		
氏名	氏名		
生年月日	生年月日	障害	

様

代署理人欄	氏名	受給権者との関係	住所
	()-()-()		()-()-()

基礎年金番号・年金コード

ご記入の際は、同封の「生計維持確認届の提出にあたって」をよくお読みください。

●届出の内容に記入もれがあったり、提出期限までに届書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時止まりますので、ご注意ください。

●この届書は誕生月の末日までに日本年金機構に必ず到着するようにご提出ください。

《提出先》

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構

《切り離さないでご提出ください。》

国民年金・厚生年金保険・共済年金

年 月 分

年金

診断書（眼の障害用）

様式第120号の1

○裏面の「記入上の注意」をよく読んでご記入ください。
○本人の障害の程度及び状態に無関係な欄は、ご記入いただく必要はありません。

(お願い) 赤字の欄は、記入もれがないようにご記入ください。

①	フリガナ 氏名 (生年月日)	性別 男・女	② 住所
③	傷病名		
④	最近一年間の治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項	診療回数 年間 回、月平均 回	手術名() 手術年月日(年 月 日)
⑤ 障害の状態 (平成 年 月 日現症)			
(1) 視力 (視力測定の際の照度は200ルクスとしてください。)		(3) 所見	
	裸眼 矯正 矯正眼鏡	前眼部所見	
右眼		右	
左眼		左	
(2) 視野 (傷病から視野障害を測定する必要があると認めた場合には測定してください。)		中間透光体所見	
左		右	
右		左	
眼底所見		右	
		左	
(4) 調節機能・輻輳機能		(5) まぶたの欠損	
⑥ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力			
⑦ 予後			
⑧ 備考			
上記のとおり診断しました。平成 年 月 日			
病院又は診療所の名称		診療担当科名	
所在地		医師氏名	

1 継続	2 増改	3 減改	4 停止	5 永固	6 五有	7 四有	8 三有	9 二有	10 一有	11 未固	医療専門役印	認定医員印	診断書	5
------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	--------	-------	-----	---

年金証書の基礎年金番号・年金コード 生年月日 診上外等級 傷病名 差引 有固 氏名 受発年月 差止年月 経

H442-0912

記入上の注意

- 1 障害状態及び生計維持確認届と診断書を切りはなした場合には、必ず障害状態及び生計維持確認届と診断書をいっしょにご提出ください。
- 2 ※印欄には、記入しないでください。
- 3 ③欄には、障害の原因となった傷病名をご記入のうえ、受給権者となった後に発生した傷病名は、⑧欄にそれぞれ区分してご記入ください。
- 4 「障害の状態」の欄は次のことに留意してご記入ください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄は、ご記入いただく必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。) なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれにご記入ください。
 - (2) ⑤の欄の「(1) 視力」の測定結果は、過去3か月間において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものをご記入ください。
- 5 「矯正眼鏡」の欄は、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力をご記入ください。

なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力を測定してください。
- 6 視野はゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定してください。

ゴールドマン視野計を用いる場合、中心視野の測定にはⅠ／2の視標を用い、周辺視野の測定にはⅠ／4の視標を用いてください。それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとし、余白に測定方法をご記入ください。

受給権者の欄	住所	生年月日
	フリガナ	電話番号
	氏名	()-()-()

下記の加算額の対象者は、私が引き続き生計を維持しています。

加算額対象者の欄	加算額対象者内訳	子	人
フリガナ	フリガナ		
氏名	氏名		
生年月日	生年月日	障害	
フリガナ	フリガナ		
氏名	氏名		
生年月日	生年月日	障害	

様

◎基礎年金番号・年金コード

代署理人欄	氏名	受給権者との関係	住所
			〒()-()-()

ご記入の際は、同封の「生計維持確認届の提出にあたって」をよくお読みください。

●届出の内容に記入もれがあったり、提出期限までに届け書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時止まりますので、ご注意ください。

●この届け書は誕生月の末日までにお住まいの市区町村にご提出ください。

《切り離さないでご提出ください。》

国民年金

年 月 分

年金

診断書（眼の障害用）

様式第120号の1

○裏面の「記入上の注意」をよく読んでご記入ください。
○本人の障害の程度及び状態に無関係な欄は、ご記入いただく必要はありません。

(お願い) 赤字の欄は、記入もれがないようにご記入ください。

① 氏名 (生年月日)	フリガナ	性別	② 住所
明・大・昭・平		男・女	
③ 傷病名			
④ 最近一年間の治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項	診療回数	年間	回、月平均
	手術名		
	手術年月日	年	月 日
⑤ 障害の状態 (平成 年 月 日現症)			
(1) 視力 (視力測定の際の照度は200ルクスとしてください。)		(3) 所見	
	裸眼	矯正	矯正眼鏡
右眼			D
左眼			D
(2) 視野 (傷病から視野障害を測定する必要があると認めた場合には測定してください。)		前眼部所見	
左		右	
右		左	
中間透光体所見		右	
		左	
眼底所見		右	
		左	
(注：見えない部分について黒又は黒斜線で塗りつぶしてください。)			
(4) 調節機能・輻輳機能		(5) まぶたの欠損	
⑥ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力			
⑦ 予後			
⑧ 備考			
上記のとおり診断しました。平成 年 月 日			
病院又は診療所の名称		診療担当科名	
所在地		医師氏名	

※	1 継続	2 増改	3 減改	4 停止	5 永固	6 五有	7 四有	8 三有	9 二有	10 一有	11 未固	医療専門官印	認定医員印	診断書コード
														5

年金証書の基礎年金番号・年金コード 生年月日 診 等級 傷病名 差引 有固 氏 名 受給年月 差止年月 経

F442-0611

記入上の注意

- 1 障害状態及び生計維持確認届と診断書を切りはなした場合には、必ず障害状態及び生計維持確認届と診断書をいっしょにご提出ください。
- 2 ※印欄には、記入しないでください。
- 3 ③欄には、障害の原因となった傷病名をご記入のうえ、受給権者となった後に発生した傷病名は、⑧欄にそれぞれ区分してご記入ください。
- 4 「障害の状態」の欄は次のことに留意してご記入ください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄は、ご記入いただく必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。) なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれにご記入ください。
 - (2) ⑤の欄の「(1) 視力」の測定結果は、過去3か月間において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものをご記入ください。
- 5 「矯正眼鏡」の欄は、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力をご記入ください。
 なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力を測定してください。
- 6 視野はゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定してください。
 ゴールドマン視野計を用いる場合、中心視野の測定にはⅠ／2の視標を用い、周辺視野の測定にはⅠ／4の視標を用いてください。それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとし、余白に測定方法をご記入ください。

平成23年分 扶養親族等申告書（継続）

この申告書の提出期限
(この提出期限までに届くように投函してください。)

平成 22 年 12 月 1 日

必ずご記入の
うえ、押印して
ください。

表面の変更あり
に☑をつけた方
のみご記入
ください。

- ◎必要事項を記入し、切り離して申告書のみご提出ください。
- ◎プライバシー保護のため、裏面には同封の目隠しシールを貼ってください。
(同封の目隠しシール以外のシール等は貼らないでください。)
- ◎申告書は機械処理を行うため、折り曲げないようにお願いします。

裏面

平成23年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

平成 年 月 日 提出

この枠の中は記入したり、よごしたりしないでください。

◎平成22年分の申告の内容

① 控除 配偶 者	控除対象扶養親族												年少扶養親族		⑰ 本人障害	⑱ 16歳未満の扶養親族
	障害なし		普通障害者		特別障害者 (同居)		特別障害者 (その他)		⑭ 普通障害者 (同居)	⑮ 特別障害者 (同居)	⑯ 特別障害者 (その他)					
②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩				⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
22 年分																

	氏 名		続柄	生 年 月 日		障 害	同居・別居 の区分	所得の種類・金額
控 除 対 象 配 偶 者		老人	夫 妻	明・大 昭・平		無・普・特	同居 別居	万円
控除対象 扶養親族 (16歳以上)		特定 老人		明・大 昭・平		無・普・特	同居 別居	万円
		特定 老人		明・大 昭・平		無・普・特	同居 別居	万円
扶 養 親 族 (16歳未満)※				平		無・普・特	同居 別居	万円
普 通 障 害 者 及 び 特 別 障 害 者 の 人 数	普通 人 特別(同居) 人 特別(その他) 人	摘 要						

※扶養親族(16歳未満)額は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3の規定による公的年金等
受給者の扶養親族申告書の記載額を兼ねています。

(官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長)

平成23年分 扶養親族等申告書（継続）

郵便はがき

119-0220

お手数ですが
50円切手を
お貼り
ください。

東京都杉並区高井戸西3-5-24
(郵便事業株式会社杉並南支店)

日本年金機構 行

表面

〒	住所	氏名
差出人		

平成23年分の申告について、前年の申告内容から変更がありましたか。どちらかに☑をつけてください。
※前年（平成22年分）の申告内容は裏面に記載しています。

☐ 変更なしで申告します。 ➡ **A** みみにご記入ください。
☐ 変更ありで申告します。 ➡ **A** 裏面の **B** ご記入ください。

◎この申告書の提出期限：平成22年12月1日

(裏ご記入)

扶養親族等申告書とは

この申告書は、老齢年金に課税される所得税の計算において控除を受けるためなどに必要なものです。

届出内容に記入もれがあったり、提出期限までに提出されない場合は各種控除が受けられず、所得税が多く源泉徴収されることなどがありますので、ご注意ください。

- ご提出いただく期限は平成22年12月1日です。
この期限までにご提出いただいた場合は、平成23年2月の年金支払期よりその内容に基づき老齢年金から所得税を源泉徴収します。
- 提出期限を過ぎてしまった場合でも、必要事項をご記入のうえ、すみやかにご提出ください。

ご記入の際は、「扶養親族等申告書の手引き」をよくお読みください。

こんなときは？ 早わかりQ&A

(Q1) 提出期限がすぎってしまった場合、どうすればよいですか。

- (A1) 提出期限がすぎってしまった場合でも、すみやかにご提出ください。
提出されない場合は、扶養控除や障害者控除など各種控除が受けられず、ご提出いただいた場合と比べて多くの所得税が源泉徴収されます。
※詳しくは、⑤頁「年金にかかる源泉徴収税額」をご覧ください。

(Q2) 扶養親族等申告書を棄損又は紛失した場合、どうすればよいですか。

- (A2) 日本年金機構ホームページより扶養親族等申告書を取得することができます。
又は、年金事務所に扶養親族等申告書が備えてありますので、お近くの年金事務所にご連絡ください。

(Q3) 夫婦で年金を受けています。この度、夫婦それぞれに扶養親族等申告書が送付されてきましたが、長男をそれぞれの扶養控除の対象とすることはできますか。

- (A3) ご夫婦それぞれ扶養親族等申告書を提出される際に、夫が提出する扶養親族等申告書で長男を扶養控除の対象としたときは、妻が提出する扶養親族等申告書の扶養控除の対象とすることはできません。

(Q4) 受給者が亡くなっている場合、扶養親族等申告書はどうすればよいですか。

- (A4) 受給者がすでに亡くなりになっている場合は、扶養親族等申告書の提出は不要です。
なお、受給者の死亡の手続きをしていない場合は、すみやかに死亡届をお近くの年金事務所に提出してください。

(Q5) 扶養親族等申告書を提出した場合は、確定申告の必要はないのですか。

- (A5) 次のような方は、扶養親族等申告書を提出された場合でも、税務署に確定申告が必要となります。
◇年の途中で、扶養親族等の人数が増加するなどにより申告した扶養親族等申告書の内容に変更があった方（扶養親族等が年の途中で死亡された場合は、その年の扶養親族等として申告できます。）
◇年金以外の収入（給与等）がある方
◇他の公的年金の支払いを受けている方
◇生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除などを受けようとする方
※なお、確定申告する際は、1月下旬頃に送付される公的年金等の源泉徴収票が必要となります。

◆日本年金機構ホームページをご利用ください。

日本年金機構ホームページでは、「年金Q&A」コーナーの「年金受給者」の項目で、扶養親族等申告書の具体的な記入方法や扶養親族等申告書に関するQ&Aを、「全国の窓口」コーナーの「所在地のご案内」で、お近くの年金事務所などの所在地をご覧いただけます。
また、扶養親族等申告書用紙をダウンロードすることもできますので、ご利用ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

[平成23年分] 年金受給者のための 扶養親族等申告書の手引き

扶養親族等申告書について

- ◎老齢年金は、所得税法により雑所得として所得税がかかりますが、扶養親族等申告書は、老齢年金に課税される所得税の計算を行うために必要なものです。（障害年金、遺族年金には税金がかかりません。）
- ◎今回ご提出いただく「扶養親族等申告書（はがき）」は、平成23年2月以降にお支払いする年金の額から控除される税金の計算の基礎となるものです。
- ◎老齢年金の年金額が、108万円以上（65歳以上の方は、158万円以上）の方に、「扶養親族等申告書（はがき）」をお送りしています。
- ◎前年の申告内容に変更がない場合でも「扶養親族等申告書（はがき）」をご提出いただく必要があります。
- ◎控除対象配偶者や扶養親族となる方がいない場合でも、受給者本人にかかる基礎控除を受けることができますので、「扶養親族等申告書（はがき）」をご提出いただく必要があります。
- ◎この手引き（②～④頁）をよく読んでから正しくご記入のうえ、すみやかにご提出ください。
- ◎平成22年度税制改正の内容については、この手引きの⑥頁をご覧ください。
- ◎扶養親族等の欄に記入しきれない場合、便箋などに記入し、この「扶養親族等申告書」と一緒に封筒によりご提出ください。なお、その際は、受給者の方の年金証書の基礎年金番号・年金コード、氏名、生年月日をご記入ください。

提出期限・提出先

《提出期限》

平成22年12月1日（水）

《提出先》

〒119-0220 東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構

※この郵便番号は扶養親族等申告書の提出専用となっております。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

※「0570」の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※IP電話・PHSからは、「03-6700-1165」にお電話ください。

- 【受付時間】 ○月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分
ただし月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7時まで
○第2土曜日：午前9時30分～午後4時
* 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は、通常の通話料金がかかります。

※IP電話・PHSからの通話は、通常の通話料金がかかります。

※月曜日など休日明けやお客様のお手元へ通知書が届いた直後は電話が大変混み合うことがございます。

扶養親族等申告書の記入方法

ご本人の住所、氏名を必ずご記入ください。

はがき裏面の「平成22年分の申告の内容」欄を確認のうえ、変更があるかどうか、該当する項目に「✓」印をつけてください。

- 「変更なし」とは、平成22年の申告の内容と同じ場合です。
- 「変更あり」とは、
 - 配偶者又は扶養親族が平成23年中に70歳に到達する
 - 控除対象配偶者又は扶養親族となっていた方が該当しなくなった
 - 扶養親族が特定扶養親族に該当するようになった
 - 本人が普通障害者又は特別障害者に該当するようになったなどの場合です。

扶養親族等申告書

表面

差出人	住所	〒000-0000 東京都〇〇市
氏名	×× 〇丁目△番×号	年金 太郎
平成23年分の申告について、前年の申告内容から変更がありましたか。どちらかに○をつけてください。		
※前年(平成22年分)の申告内容は裏面に記載しています。		
裏面の		
☐ 変更なしで申告します。➡ A のみにご記入ください。		
☒ 変更ありで申告します。➡ A と B にご記入ください。		

➡ A 欄に、ご本人の氏名、電話番号をご記入のうえ、必ず押印してください。

➢ 国税通則法第124条の規定により押印しなければなりません。

➡ B 欄は、表面で変更ありに「✓」印をつけた方のみご記入ください。

- 対象となるすべての扶養親族等についてご記入ください。
- 扶養親族等の対象となっていた方が該当しなくなった場合は、その方について記入する必要はありません。
- また、同一人が、複数の扶養親族等申告書の対象にはなれませんのでご注意ください。

●「控除対象配偶者」欄は、控除対象配偶者の方を記入してください。

➢ 昭和17年1月1日以前に生まれた方については「老人控除対象配偶者」に該当しますので、『老人』を○で囲んでください。

●『控除対象配偶者』とは、受給者本人と生計を同じくする配偶者で、所得のない方又は平成23年中の所得の見積額が38万円以下の方のことをいいます。

- 所得の金額の計算については、『所得金額の計算方法』(この手引きの④頁)をご覧ください。
- 婚姻届を提出していない方は控除対象配偶者にはなりませんのでご注意ください。

●「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄は、扶養親族のうち、平成8年1月1日以前に生まれた方を記入してください。

➢ 昭和64年1月2日から平成5年1月1日までに生まれた方については「特定扶養親族」に該当しますので、『特定』を○で囲んでください。

➢ 昭和17年1月1日以前に生まれた方については「老人扶養親族」に該当しますので、『老人』を○で囲んでください。

●「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、平成8年1月2日以降に生まれた方を記入してください。

※16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。※「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

●「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄及び「扶養親族(16歳未満)」欄に記入する『扶養親族』とは、受給者本人と生計を同じくする配偶者以外の親族で、所得のない方又は平成23年中の所得の見積額が38万円以下の方のことをいいます。

- 所得の金額の計算については、『所得金額の計算方法』(この手引きの④頁)をご覧ください。

控除対象配偶者及び扶養親族のうち、普通障害者及び同居特別障害者及び別居特別障害者に該当する方の人数をご記入ください。(本人は含みません。)

●「同居特別障害者」とは、受給者本人の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者であり、かつ、受給者本人、配偶者又は受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方のことをいいます。

扶養親族等の対象者で別居している方がいる場合は、区分の『別居』を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。また、扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の『同居』を○で囲んでください。

ご注意

この扶養親族等申告書で住所の変更はできません。

住所の変更手続は、「住所・支払機関変更届」を年金事務所又は年金相談センターにご提出ください。

扶養親族等申告書

裏面

平成23年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

平成 22年 11月 20日 提出

この枠の中は記入したり、よごしたりしないでください。

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

①平成22年分の申告の内容

控除対象配偶者	控除対象扶養親族	特別障害者(同居)	特別障害者(その他)	16歳未満の扶養親族	本人障害	共済
1	2	3	4	5	6	7
1	0	0	0	0	0	0

フリガナ 本名 姓 名 氏 名

受給者氏名 年金 太郎

生年月日 昭和 18 年 11 月 2 日

電話番号 03 - 5344 - 〇〇××

氏 名 氏 名 氏 名

年金 好子 老人 夫 明・大 20. 8. 9

年金 一夫 特定 三男 明・大 51. 10. 1

年金 花子 孫 平 12. 7. 6

障害 障害 障害

所得の種類・金額

給与 25 万円

0 万円

0 万円

年金花子は身体障害者手帳(3級、平成20年4月1日交付)

年金一夫の住所は、東京都〇〇市△△〇丁目〇番〇号

※扶養親族(16歳未満)欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

〔官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長〕

提出日をご記入ください。

ご注意

旧三公社(JR・JT・NTT)の共済年金の申告書には、ここに「共済」の表示があります。※旧三公社の共済年金は、原則、受給権発生日が平成9年4月1日前のものに限ります。

「本人障害」欄及び「障害」欄は、障害がない場合は「無」、普通障害者の場合は「普」、特別障害者の場合は「特」を○で囲んでください。(普通障害者又は特別障害者に該当するかについては、下記の「障害者とは」をご覧ください。)

- また、障害者に該当する方(本人を含む。)がいる場合は、「摘要」欄に、その方の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。
- 介護保険法で定められている要介護認定の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級などとは直接関係ありません。
- 提出する際、障害の程度を示す証明書の添付は必要ありません。

障害者とは

所得税法上の「普通障害者」と「特別障害者」とは、受給者本人又は控除対象配偶者もしくは扶養親族の中で、その障害の内容により、次に該当する方をいいます。

障害の内容	普通障害者	特別障害者
① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方(※1)		該当するすべての方
② 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方	中度又は軽度と判定された方(療育手帳の障害の程度がBの方)	重度と判定された方(療育手帳の障害の程度がAの方)
③ 精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級の方
④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載されている方	障害の程度が3級から6級までの方	障害の程度が1級又は2級の方
⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	障害の程度が1級又は2級の特別項症から第3項症までの方
⑥ 原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている方		該当するすべての方
⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方(※2)		該当するすべての方
⑧ 年齢が65歳以上で、福祉事務所长等から認定されている方	右の程度以外の方	①、②、④の特別障害者と同程度の障害がある方

※1 「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とは、精神上の障害のため物事のよしあしを区別することができないか、できるとしてもそれによって証明することができない状態にあることをいいます。また、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」にあることは、医師の診断書によって証明されますが、診断書の写しを申告書に添付する必要はありません。

※2 「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」とは、引き続き6か月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排せつ等を行うことができない程度の状態にあると認められる方のことです。排せつ等の日常生活に支障のある寝たきりのままの方は該当することになります。なお、「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」であることについて、特に証明するものではありませんが、症状が固定すれば身体障害者手帳の交付申請を行うことができます。

平成22年分の申告内容を数字で表示しています。

- この欄には何も記入しないでください。
- 平成23年に変更がある場合であっても記載されている数字を訂正する必要はありません。

表示している数字の見方

「①控除配偶者」欄は、次に該当する数字を表示しています。

※この数字は人数ではありません。

「0」	控除対象配偶者がいない
「1」	障害者でない70歳未満である配偶者がいる
「2」	障害者でない70歳以上である配偶者がいる
「3」	普通障害者で70歳未満である配偶者がいる
「4」	普通障害者で70歳以上である配偶者がいる
「5」	別居特別障害者で70歳未満である配偶者がいる
「6」	別居特別障害者で70歳以上である配偶者がいる
「7」	同居特別障害者で70歳未満である配偶者がいる
「8」	同居特別障害者で70歳以上である配偶者がいる

「②～③控除対象扶養親族」欄、「④～⑤年少扶養親族」欄は、次に該当する方の数字（人数）を表示しています。

※この人数には配偶者は含まれません。

※該当者がいないときは、「0」が表示されます。

※「年少扶養親族」とは、16歳未満の扶養親族のことをいいます。

控除対象扶養親族が障害者でないとき	②欄⇒特定・老人扶養親族以外の方の人数
	③欄⇒特定扶養親族の人数
	④欄⇒老人扶養親族の人数

控除対象扶養親族が普通障害者であるとき	⑤欄⇒特定・老人扶養親族以外の方の人数
	⑥欄⇒特定扶養親族の人数
	⑦欄⇒老人扶養親族の人数

控除対象扶養親族が同居特別障害者であるとき	⑧欄⇒特定・老人扶養親族以外の方の人数
	⑨欄⇒特定扶養親族の人数
	⑩欄⇒老人扶養親族の人数

控除対象扶養親族が別居特別障害者であるとき	⑪欄⇒特定・老人扶養親族以外の方の人数
	⑫欄⇒特定扶養親族の人数
	⑬欄⇒老人扶養親族の人数

年少扶養親族が障害者であるとき	⑭欄⇒普通障害者の人数
	⑮欄⇒同居特別障害者の人数
	⑯欄⇒別居特別障害者の人数

「⑰本人障害」欄は、次に該当する数字を表示しています。

「0」	障害者でない
「1」	普通障害者である
「2」	特別障害者である

「⑱16歳未満の扶養親族」欄は、次に該当する方の数字（人数）を表示しています。（上記⑭～⑯の人数も含みます。）

16歳未満の扶養親族の方全員の人数

「所得の種類・金額」欄は、平成23年中の所得の種類と金額（見積額）をご記入ください。

●所得の金額の計算については、下記の「所得金額の計算方法」をご覧ください。

●計算の結果、所得の金額がマイナスの金額となった場合は、「0」万円とご記入ください。

所得金額の計算方法

●所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。●障害年金、遺族年金は非課税所得ですので、所得には含まれません。

所得の種類	所得金額（非課税所得は含まれません。）	所得の種類	所得金額（非課税所得は含まれません。）
利子所得	利子収入額と同額	退職所得	（収入金額－退職所得控除額）×1/2
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子	山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
不動産所得	総収入金額－必要経費	一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
事業所得	総収入金額－必要経費	雑所得	●公的年金等の場合 収入金額（受け取る金額）－公的年金等控除額 ●公的年金等以外の場合 総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額		
給与所得	収入金額－給与所得控除額		

※公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金などです。なお、個人年金保険、郵便年金などは公的年金等には含まれません。

②収入が公的年金等又は給与の場合の具体的な所得金額の計算方法は次のとおりです。

◇収入が公的年金等の場合

「公的年金等にかかる雑所得の金額」＝「その年に受け取る年金額」－「公的年金等控除額」

●公的年金等控除額は、右表のように

年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

（例）

65歳未満の方で受け取っている年金額が80万円の場合
80万円 － 70万円 ＝ 10万円

（受け取る年金額） （公的年金等控除額）

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額（A）	公的年金等控除額
65歳未満	410万円以下	（A）×25%＋37万5千円
	※受け取る年金額が130万円未満の場合、控除額は70万円	
	410万円超770万円以下	（A）×15%＋78万5千円
65歳以上	770万円超	（A）×5%＋155万5千円
	410万円以下	（A）×25%＋37万5千円
	※受け取る年金額が330万円未満の場合、控除額は120万円	
	410万円超770万円以下	（A）×15%＋78万5千円
	770万円超	（A）×5%＋155万5千円

◇収入が給与の場合

「給与所得の金額」＝「給与の収入金額」－「給与所得控除額」

●給与所得控除額は、右表のように

給与の収入金額に応じて異なります。

（例）給与の収入金額が90万円の場合

90万円 － 65万円 ＝ 25万円

（給与の収入金額） （給与所得控除額）

給与の収入金額（B）	給与所得控除額
180万円以下	（B）×40%
180万円超360万円以下	上記金額が65万円に満たない場合は65万円
360万円超660万円以下	（B）×30%＋18万円
660万円超1000万円以下	（B）×20%＋54万円
1000万円超	（B）×10%＋120万円
	（B）×5%＋170万円

年金にかかる源泉徴収税額

●年金にかかる所得税の源泉徴収税額は、次の計算式で計算した金額となります。

●計算式内の「社会保険料」とは年金から特別徴収された介護保険料及び国民健康保険料（又は後期高齢者医療保険料）の合計額です。

「扶養親族等申告書」を提出された場合

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

源泉徴収税額＝（年金支給額－社会保険料－各種控除額）×源泉徴収税率（5%）

退職共済年金受給者の方は、65歳になると源泉徴収税額の計算が変わり、政令で定める一定の額を差し引いた額を控除することになります。

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

源泉徴収税額＝〔退職共済年金の年金支給額－社会保険料－（各種控除額－政令で定める一定の額[※]）〕×源泉徴収税率（5%）

※計算式内の「政令で定める一定の額」とは、47,500円×その年金支給額の計算の基礎となった月数により算出された金額です。

《各種控除額》

対 象	控 除 の 種 類	月 割 控 除 額（1か月あたり）
受給者全員	公的年金等控除、基礎控除相当	【65歳未満の方】 1か月分の年金支払額×25%＋65,000円（最低額9万円）
		【65歳以上の方】 1か月分の年金支払額×25%＋65,000円（最低額13万5千円）
控除対象配偶者がいる場合	配偶者控除	32,500円
	又は 老人控除対象配偶者相当	40,000円
控除対象扶養親族がいる場合（16歳以上）	扶養控除	32,500円×人数
	又は 特定扶養親族控除	52,500円×人数
	又は 老人扶養親族控除	40,000円×人数
受給者本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者の場合	普通障害者控除	22,500円×人数
	又は 特別障害者控除	35,000円×人数
	又は 同居特別障害者控除	62,500円×人数

※障害者控除は、扶養親族が年少扶養親族（16歳未満）である場合においても適用されます。

※同居特別障害者控除は、控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、受給者本人、その配偶者又は受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人に適用されます。

「扶養親族等申告書」を提出されない場合

〔源泉徴収税額の計算〕

源泉徴収税額＝〔年金支給額－社会保険料－（年金支給額－社会保険料）×25%〕×源泉徴収税率（10%）

扶養親族等申告書をご提出いただけない場合は、扶養控除や障害者控除など各種控除が受けられず、ご提出いただいた場合と比べて多くの所得税が源泉徴収されます。

～ 公的年金から源泉徴収される所得税の扶養控除等が変わります！！ ～

●扶養控除の見直し

- ・16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されました。
- ・扶養控除の上乗せが行われる特定扶養親族の範囲が16歳以上23歳未満から19歳以上23歳未満に変更となりました。

●障害者控除の見直し

- ・配偶者又は扶養親族が特別障害者で、年金受給者ご本人等と同居されている場合、障害者控除の額が62,500円に引き上げられました。

※上記の変更は、平成23年2月にお支払いする年金より実施されます。

（年金の支払額に変更がある方には、2月にお送りする年金振込通知書等でお知らせします。）

